

## 審査基準整理票

処分名	温泉保養交流施設（比良とぴあ）の屋根付多目的広場又は調理実習室の使用の許可		
根拠法令名	大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号）		（条項）第5条第1項
基準法令名	大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号） 大津市暴力団排除条例 （平成23年条例第141号）		（条項）第5条第2項 第8条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文書の名称【<span style="float: right;">】</span></li><li>・掲載図書等【<span style="float: right;">】</span></li><li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li></ul> <p>温泉保養交流施設（比良とぴあ）の屋根付多目的広場又は調理実習室の使用の許可は、大津市温泉保養交流施設条例第5条第2項に掲げる不許可事由及び大津市暴力団排除条例第8条に規定する当該使用が暴力団に利するときに該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、大津市温泉保養交流施設条例第5条第2項第3号に規定するその他管理上支障があると認められるときは、<b>同条例第4条に掲げる行為をするおそれがあると認められるときとする。</b></p>			

【根拠法令】

大津市温泉保養交流施設条例

(屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可)

第5条 温泉保養交流施設の屋根付多目的広場又は調理等実習室を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、屋根付多目的広場又は調理等実習室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付すことができる。

【基準法例】

大津市温泉保養交流施設条例

(屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可)

第5条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋根付多目的広場又は調理等実習室の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 屋根付多目的広場又は調理等実習室の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。